

子どもたちの見守り活動にご協力をお願いします



地域の方の見守りは、子どもの安心・安全につながります。
できる範囲で、「**ながら見守り**」にご協力をお願いします。

ながら見守りとは・・・

登下校時間帯に合わせて、花に水やりをする、家の前で掃き掃除をする、通勤時間をずらす、犬の散歩をするなど、時間と場所を工夫して、何かを**しながら**登下校中の子どもたちを**見守り**ます。



生活支援コーディネーター

だより



編集・発行：社会福祉法人
有田市社会福祉協議会
生活支援コーディネーター
令和6年10月号 No.8

☆「生活支援コーディネーターカフェ」@宮原さん家のご報告

昨年8月より、宮原町の地域交流拠点「宮原さん家」において、月に1回生活支援コーディネーターが気軽に足を運べる場を企画してきました。8月の開催をもって、宮原さん家での開催を終了させていただきましたことをご報告します。

これまでご参加いただきました多くの皆さま、本当にありがとうございました。
今後とも生活支援コーディネーターをよろしく願いいたします。



☆スマホ講座@港町 大盛況で終了しました!

毎回大好評のシニア向けスマホ講座を港会館にて開催し、1部、2部合わせて15名の方にご参加いただきました。講師は、和歌山大学箕島 LPP の大学生4名です。

講座では、個別対応のため、持っている知識や技術も聞きたいことがバラバラであっても、大学生が丁寧に
お伝えいたします。

▶ 個別質問の様子



講座中は、スマホに関するもののほか、たわいもないお話でも盛り上がりました。大学生との交流もスマホ講座の醍醐味です。

参加者も講師大学生も双方にとって学びのある素敵な講座を今後も続けていきたいと思えます。
ご参加いただいた皆さん、ありがとうございました。



☆山田原地区地域ふれあいサロン「たちぼなカフェ」が誕生です!



山田原地区に新しいサロンが立ち上がり6月から始動しています。地域活動に想いのある3名が中心となり、サロン活動が集まるきっかけとして、交流の場にできればと立ち上げに至りました。

初回開催には、23名の多くの皆様のご参加がありました。懐かしいビデオを見たり、山田原讃歌を歌ったりと楽しい時間が過ぎてまいりました。

地域ふれあいサロン活動は参加者1人ひとり全員が主人公であって
ください。ぜひ一度足を運んでみませんか?^^



▲ 初回サロンの様子

▶ 毎月第3月曜日 10:00~11:00 @山田原柑翁会館集会場(山田原82)

【お問い合わせ】

社会福祉法人 有田市社会福祉協議会 担当:林
〒649-0432 有田市宮原町東 215(福祉館なごみ内)
TEL:0737-88-2750 FAX:0737-88-2033



←社協
←だ
←ジホ
←いも
←ごム
←覧



令和6年度

有田地域就農相談フェア



和歌山県有田地域で就農を目指す方を支援するため、有田郡市、和歌山県有田振興局と協力した就農相談フェアを開催します。農業を始めるにあたり、様々な質問に丁寧にお答えします。

- ・『農業を始めるには、どんな準備をしたらよいか…』
- ・『農業経験は無いが、どうやって技術を身につけたらよいか…』

参加無料！
予約優先
当日参加OK

○日 時：令和6 / 10 / 27 ⑩ 10:00～14:00

○会 場：和歌山県有田振興局 1階 第1会議室
(有田郡湯浅町湯浅2355-1)

相談ブース一覧		内容	【10:00～14:00】
①	有田市	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・技術習得・出荷先を確保し、行政からの支援も合わせて1年目から安定した環境で農業に専念できる就農支援プログラムをご用意しています ・有田市は450年以上の歴史と伝統を誇る県下一の温州みかんの産地です 	
②	湯浅町	<ul style="list-style-type: none"> ・就農相談全般に加え、モノラックのレール補助金や、耕作放棄地を整備する方への補助金など、町独自の施策についても説明いたします。 ・湯浅町は温暖な気候に加え、紀伊水道に面している湯浅湾からの潮風がミネラル分を運んでくれるため、適度な酸味と糖度が高くジューシーな温州みかんの一大産地となっています。 	
③	広川町	<ul style="list-style-type: none"> ・「有田みかん」産地の南端にある町、山・川・海全部そろった風光明媚な町です。 ・町独自の補助制度では「スマート農業」や遊休農地の再活用に対する補助「農地リボーン事業」があります。 	
④	有田川町	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をイチから学びたい、農家として地域で働きたい、地域の農産物を守りたい。そんなやる気のある方の就農を応援します！ ・有田川町は「有田みかん」で有名な温州みかん等の柑橘類、生産量日本一を誇る「ぶどう山椒」等の果樹栽培を中心とした産地であり、町面積の7割が森林の自然豊かな町です。 	
⑤	有田振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・就農相談全般（就農地未定・情報収集段階の方などお気軽に） ・県研修施設で受けられる研修（果樹、野菜、花） ・新規就農者育成総合対策（就農準備資金）について 	

★問い合わせおよび予約について

有田振興局農業水産振興課 0737-64-1273

予約の際は、予約時間、氏名、連絡先、希望栽培品目、どこの市町で就農したいか等をお知らせください。

お気軽にお問い合わせください。

「耐震診断」受付中です。

令和6年度 有田市住宅耐震改修事業のご案内

来るべき大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要となります。

是非この機会にご活用ください！



まずは耐震診断してみませんか？

◎住宅の耐震診断

《木造住宅耐震診断》 市から委託した耐震診断士が無料で診断します。

《非木造住宅耐震診断》 耐震診断に要する費用の一部を補助します。

対象面積が拡充されています

補助額の内容		補助対象の条件		
木造住宅	個人負担なし	平成12年5月31日以前に着工	在来軸組構法 伝統的構法	併用住宅の場合、延べ床面積の1/2以上が居住用
非木造住宅	診断費用の2/3 (限度額) 89,000円	昭和56年5月31日以前に着工	—	地上階数が2以下かつ延べ面積が400㎡以下

★耐震診断の結果、耐震改修が必要な場合は、以下の補助事業が活用できます。

安心して暮らせるように

◎耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施（現地建替え含む）

住宅耐震化に係る設計と改修工事を一体的に支援する総合支援メニューを実施しています。

補助額の内容		(耐震診断を受けていること)
住宅	(限度額) 1,166,000円	【①】耐震改修工事に要する経費の2/5 (限度額:500,000円) 【②】耐震改修工事に要する経費の3/5+設計費 (限度額:666,000円) 【①】+【②】= 合計最大で1,166,000円

【補助例】耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施

・設計20万円+改修100万円の場合（合計120万円）

【①】100万円×2/5=40万円

【②】100万円×3/5+20万円=80万円 ⇨ 限度額66万6千円

【①】40万円 + 【②】66万6千円 = 106.6万円

設計+改修

国40万円 + 県33.3万円 + 市33.3万円

補助率 約88.8%

個人負担額 13.4万円

補助金 106.6万円

120 (万円)

耐震改修工事により行う「現地建替え工事」について、新たに要件が追加されています。

- ・土砂災害特別警戒区域内における新たな住宅を建築する工事は対象外
- ・省エネ基準に適合すること

「代理受領制度」が利用できます

「代理受領制度」とは、補助対象事業の申請者から委任を受けた耐震改修工事（設計費用及び建替え除く）の施工業者が補助対象事業の申請者に代わって補助金の請求及び受領を行うことができる制度です。詳しくは、裏面連絡先へお問い合わせください。

裏面へつづく

○耐震ベッド・耐震シェルター

地震による住宅の倒壊から、最低限『命』だけは守るために耐震改修工事より安価で、安全な空間を確保できる耐震ベッド・耐震シェルターの設置費用の一部を補助します。

補助額の内容		補助対象の条件	
木造住宅	購入・設置費用の2/3 (限度額) 266,000円	耐震診断を受けていること	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満 木造住宅の1階に設置 ※予算の額を超える場合、高齢者(65歳以上)又は障害者が居住する住宅を優先します。

※耐震ベッド・耐震シェルターは和歌山県が認定した製品に限ります。また、本体以外のもので対象にならないものもあります。詳しくは、下記連絡先へお問い合わせください。

(令和6年9月26日 現在)

補助メニュー	募集件数
木造住宅耐震診断	5件程度
非木造住宅耐震診断	2件
耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施	終了
耐震ベッド・耐震シェルター	終了

※申請受付は先着順とします。また、補助金は予算の範囲内となります。

※募集件数は、申し込み状況により増減する場合があります。

■申請受付期間：令和6年12月27日まで【土曜日・日曜日・祝日は除く】

※耐震ベッド・耐震シェルター：高齢者・障害者が居住する住宅の優先受付は5月24日(金曜日)まで

※有田市住宅リフォーム工事費補助金を併用する場合の優先受付は5月24日(金曜日)まで

※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施及び耐震ベッド・耐震シェルター、非木造住宅耐震診断を申請される場合は、申請時に補助金交付申請書へ添付していただく書類が必要となります。

添付書類につきましては、下記連絡先へお問い合わせください。

補助対象者	①当該住宅を所有又は居住もしくは居住する予定の方
	②市税の滞納がない方
	※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施を行おうとする方は、過去に本要綱による耐震補強設計を行うための補助金の交付を受けていないこと。

(ご注意) 本補助事業は、補助金の交付決定前に着手(業者との契約を含む)した場合は補助対象外となります。また補助金の支払いには、まずは申請者から業者への支払いをしていただく必要があります。工事完了報告書類として、請求書、領収書などの写しを提出していただきます。工事完了報告は、令和7年2月28日(金曜日)までにご提出ください。

【連絡先・申請受付場所】

有田市役所 経済建設部 都市整備課 公共建築係(市役所3階)

TEL:0737-22-3619(直通)

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください!

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001032.html>